

ポイント交換サービスと消費税の対価性

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

大阪地裁平成31年（行ウ）第22号、令元・12・13判決（TAINS：Z269-13358）

Brush up point

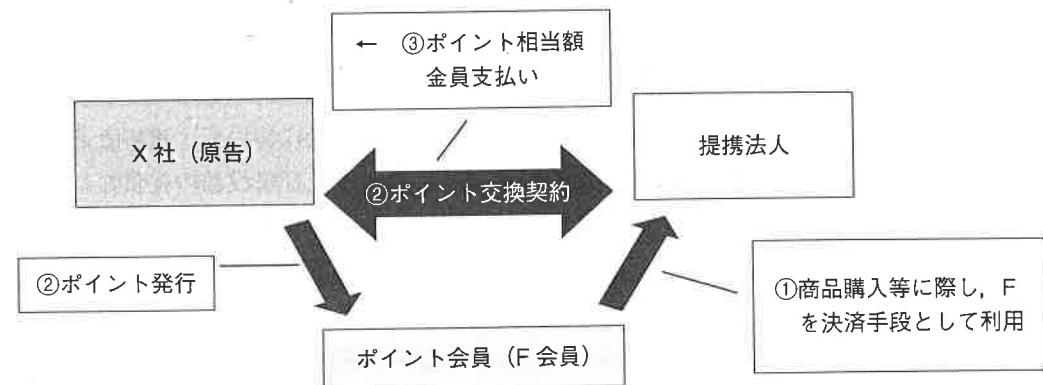
本件は、共同で行う顧客に対する企業ポイントの交換サービスを実施したところ、他の提携法人から受領した金員は、課税資産の譲渡等の対価に当たるとした事案である。大阪地裁の判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 消費税法における「対価」とは、資産の譲渡等に対する反対給付をいい、事業者によって資産の譲渡等が行われることを条件として、経済的利益が收受されるという対応関係があることが必要である。
- (2) 本件金員は、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、当該提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつき原告の実施する本件ポイントサービスの対象に組み込むという役務の提供に対する反対給付であり、「対価」に該当するものである。

I 事実関係

原告X社は、ICカード「F」（以下、「F」という。）を発行し、その利用契約を締結した会員（以下、「F会員」という。）に対し、(a)鉄道等の旅客運賃等及び商品購入代金等を決済するサービスや、商品購入代金等の決済手段としてFを利用した場合に利用金額に応じて企業ポイントである「G」（原則として、利用金額100円につき1ポイント。以下、「本件ポイント」という。）を付与するサービスを提供するほか、(b)F会員がX社と提携する法人の企業ポイントプログラム会員でもある場合（以下、当該会員を「双方会員」という。）には、本件ポイントと提携法人が付与する企業ポイントとを交換するなどのサービスを提供していた。このポイント交換は、提携法人のうちI社の提携ポイントについては、双方会員が保有する提携ポイントを月ごとに集計する都度行われ、その他の提携法人の提携ポイントについては、双方会員から提携法人に対して本件ポイントへの交換の意思表示がなされる都度行われる。ポイント交換に際しては、提携法人は、交換対象の提携ポイント数を消滅させるとともに、X社に対し、当該提携ポイント数等を通知し、X社は、双方会員に対し、当該提携ポイント数を基に、別に定める交換比率の割合により算出した数の本件ポイントを付与する。そして、提携法人は、ポイント交換後、X社に対し、X社が付与した本件ポイント数を基に、別に定める「本件ポイントの交換に伴う支払額」の割合により算出した額の金員を支払うことになっている（⇒図の③）。

たとえば、提携法人のうちI社の提携は、ポイント交換比率は1:1の対等であり、ポイント交換に伴いI社（提携法人）が支払う金額は、契約上、X社が付与したポイント数500ポイント毎に50円となっている。したがって、図のとおり、①F会員（双方会員）がI社で50,000円の買い物をFカードで行い、I社ポイントを500ポイント（1ポイント/100円）付与され、これを②X社ポイントと1:1で交換し、X社がF会員に500ポイントを発行した場合、③のI社が支払うべきポイント相当額は50円（50円/500ポイント）となる仕組みとなっている。つまり、本件では、このポイント相当額の支払いの性格が問題となっている。



X社は、平成23年4月1日から平成28年3月31までの各課税期間の消費税及び地方消費税について、提携ポイントを本件ポイントに交換した後に当該提携ポイントを付与した提携法人がX社に対して支払った金員（⇒図の③。以下、「本件金員」という。）を消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に算入した上で、確定申告をした。

その後、X社は、本件金員が消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に算入されないなどとして、本件各課税期間の消費税等について、更正の請求を行ったところ、所轄税務署長Yから、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を受けたので、所定の手続きを経て、本訴に及んだ。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、本件金員が消費税法2条1項8号に規定する「対価」に該当するか否かである。この点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおりである。

納稅者の主張	税務当局の主張
<p>消費税と委任契約についてみると、委任事務を処理するのに必要と認められる費用（民法650①）は、委任事務の処理（役務の提供）に当たり受任者に委任事務処理という負担以外の損害を生じさせないために支払われるものであって、「報酬」（民法648①）の有無を問わずに受任者が委任者に対して請求することができるものであるから、委任事務処理費用は、委任事務に係る役務の提供という経済的価値の流出に対する交換的な代価として收受されるものではない。</p> <p>提携法人は、双方会員に対し、ポイント交換によ</p>	<p>役務の提供が「対価」（消法2①八）を得て行われたというためには、当該役務の提供があることを条件として、経済的利益が收受される関係があれば足りると解すべきである。X社は、本件各提携契約に基づき、双方会員が提携ポイントを本件ポイントに交換することを求める意思表示をした場合（ただし、I社の提携ポイントについては、提携契約で定めるところによる自動交換である。）、双方会員に本件ポイントを付与することになるところ、この本件ポイントの付与が、X社が事業として提携法人に提供する役務である。</p>

り交換前の提携ポイントの還元を認めるることを通じて、自己が提供するサービス等の販売促進等を図る目的で、本件各提携契約を締結し、X社に対し、当該販売促進等に係る自己の事務について、ポイント交換及び本件ポイント還元することを委任しているのであって、本件金員は、X社が受任した本件ポイント還元のための実費であり、委任事務処理費用である。このことは、本件金員が、ポイント交換により付与される本件ポイントの数に応じて決まることがからも明らかである。したがって、委任事務処理費用である本件金員は、「対価」に当たらない。

そして、本件金員は、X社が、双方会員に本件ポイントを付与した場合、提携法人から、X社に対し支払われるものであって、本件金員は、X社が双方会員に本件ポイントを付与するという役務の提供を行うことを条件として收受されるものであるから、「対価」に当たる。

III 判決の要旨

[1] 大阪地裁は、はじめに、消費税法における「対価」の意義について、次のとおり判示した。「『対価』とは、資産の譲渡等（資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供）に対する反対給付をいい、事業者が收受する経済的利益が資産の譲渡等に係る『対価』に該当するというためには、事業者によって当該資産の譲渡等が行われることを条件として、当該経済的利益が收受されるという対応関係があることが必要であると解される。」

そこで、本件金員の対価性については、「X社は、本件各提携契約に基づき、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、当該提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつきX社の実施する本件ポイントサービス……の対象に組み込むことを内容とする役務を提供する債務を負うものであるということができ、しかも、本件金員は、X社によって当該債務（当該役務の提供）が行われることを条件として、X社において收受されるという対応関係にある。したがって、本件金員は、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、当該提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつきX社の実施する本件ポイントサービスの対象に組み込むという役務の提供に対する反対給付として、『対価』に該当するものということができる。」と判示した。

[2] なお、X社が主張した委任事務処理費用との関係については、「本件ポイント還元は、月ごとに集計される本件ポイントが当該F会員について500ポイント貯まったときには、所定の旅客運賃額から50円を控除するというもので……その還元（控除）の割合は、本件ポイント1ポイント当たり0.1円（10ポイント当たり1円）というものであって、本件各提携契約に基づくポイント交換に係る本件金員の支払額の基礎となる割合（別紙2の『本件ポイントの交換に伴う支払額』欄記載の割合）と一致する。しかしながら、本件ポイントの有効期限は本件ポイントの月ごとの集計の2年後の3月末日である……ところ、双方会員が、ポイント交換後、当該有効期限内に、例えば、500ポイントを貯めることができなかった場合や、所定の地区内において利用した鉄道等の旅客運賃につきポストペイで決済しなかった場合等には、本件ポイント還元を受けることはできないのであって、その場合には、X社は、当該ポイント交換に係る本件ポイントに関して本件ポイント還元のための実費を支出する必要がないことになる（そして、本件金員が、X社が受任した本件ポイ

ント還元のための実費であり、委任事務処理費用であるというのであれば、このような事態が生じた場合、提携法人から受領した本件金員のうち結果的に本件ポイント還元が行われなかつた部分につき、当該提携法人に対して返還すべきことになると思われるところ、本件各提携契約に係る契約書、合意書等に、その旨を定めた規定は見当たらない。）。そうすると、本件金員が、ポイント交換により付与される本件ポイントの数に応じて決まることが等をもつて、本件金員が、X社が受任した本件ポイント還元のための実費であり、委任事務処理費用であるということはできない。」と判示した。

IV 解 説

[1] ポイント制度は、主に、自社で発行したポイントを自社で付与、割引をおこなう「自社発行型制度」と、他社で発行したポイントを数社で共通して付与、割引をする「共通ポイント制度」の2つがある。本件は、共通ポイント制度に係る問題である。

企業会計では、2021年4月から大企業の会計処理に大きな変化があり、企業会計基準委員会（ASBJ）が2018年3月に公開した「収益認識に関する会計基準」が、原則としてすべての企業に適用されることとなった。したがって、ポイント会計についても、売上計上の際は「履行義務」という新しい概念のもとで処理を行う必要があり、商品販売とは別個の履行義務として識別し、取引価格を配分しなければならないこととなった。法人税では、これに対応した通達が定められており、法人税基本通達2-1-1-7に「ポイント等を付与した場合の収益の計上の単位」を定めている。

ところで、ポイント制度に係る課税上の取扱いについては、法人税、消費税の処理を含めて多くの疑問が提示されていたが、国税庁は、2021年1月14日、タックスアンサー等への公表を中心に、事業者が企業発行ポイントを付与・使用した際の一般的な会計処理・税務上の取扱いを公表した。たとえば、次のようなものがある。

- (1) 「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例」(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/0019012-152.pdf>)
- (2) 「個人が企業発行ポイントを取得又は使用した場合の取扱い」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1907.htm>)
- (3) 「事業者が商品購入時にポイントを使用した場合の消費税の仕入税額控除の考え方」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6480.htm>)

本稿は、これらの共通ポイント制度に係る消費税の取扱いとの関係を参考に検討するが、本件自体は、係争課税期間が平成23年4月1日から平成28年3月31までの各課税期間であるので、国税庁からこれらの考え方が公表される以前の事件である。

[2] 課税関係を具体的に定めるには、私法上の法律関係に即して行うことが前提であり、本件でも本件ポイント制度の私法上の法律関係がまず問題となる。たとえば、本件事件の後に公表された上記国税庁の(1)「共通ポイント制度を利用する事業者（加盟店A）及びポイント会員の一般的な処理例」でも、注書にこの解説は、「加盟店（A）とポイント制度の運営企業（B社）との取引については、対価性がないこと（消費税不課税）を前提とした処理としている。ポイント制度の規約等の内容によっては、消費税の課税取引に該当す

るケースも考えられる。」との記述があり、あくまで、共通ポイントの個別契約に従った私法上の法律関係が重視される。したがって、その契約上、ポイント運営会社が販売促進の一環としてそのポイントプログラムを考えている場合には、そのポイントプログラムへのサービスの提供の対価として本件金員は消費税の課税取引となるが、一方で、ポイント運営会社がポイント付与に相当する金額を預り金としてポイント還元の原資とする契約をとる場合には、消費税は不課税となる。

[3] 本件は、事実関係でみたとおり、この共通ポイント制度の特徴は、基本的にX社とF会員との間の契約に基づき、X社のポイント制度によりF会員に対してポイントが付与されるもので、そのF会員が将来ポイントを使用することに対する債務の履行は、X社が負うものとなっている。この場合、提携法人は、交換ポイント付与、還元について、提携法人が主体となる法律関係には入らない立ち位置にいる。するとなぜ提携法人は、本件金員を支払わなければならないのか。その点が判断のポイントとなる。

本件でX社は、提携法人が双方会員に対し、ポイント交換により交換前の提携ポイントの還元を認めることを通じて、提携法人が提供するサービス等の販売促進等を図る目的で、各提携契約を締結し、X社に対し、その販売促進等に係る自己の事務について、ポイント交換及び本件ポイント還元をすることを委任しているのであって、本件金員は、X社が受任した本件ポイント還元のための実費であり、委任事務処理費用であると主張した。これに対し、大阪地裁は、「X社は、本件各提携契約に基づき、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、当該提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつきX社の実施する本件ポイントサービスの対象に組み込むことを内容とする役務を提供する債務を負うものであるから、本件各提携契約がポイント交換及び本件ポイント還元をすることのみを委任の対象とする委任契約であることを前提とするX社の主張は、各提携契約の具体的な内容を離れた独自のものであって、採用することができない。」として退けている。さらに、もし、委任事務処理費用であるという内容であれば、双方会員が本件ポイント還元を受けることができないときは、提携法人から受領した本件金員のうち結果的に本件ポイント還元が行われなかつた部分につき、当該提携法人に対して返還すべきことになるが、本件各提携契約に係る契約書、合意書等には、その旨を定めた規定は見当たらないとし、委任者のために事務を処理する受任者に経済的負担をかけることがないよう、委任者の費用前払義務を定める民法649条に該当する委任事務処理費用としての私法上の法律関係はないものとしている。

[4] 結局、本件は、その各提携契約からして、ポイント運営会社であるX社が、ポイント付与に相当する金額を預り金として取り扱う内容のものではなく、「X社の実施する本件ポイントサービス……の対象に組み込むことを内容とする役務を提供する債務を負うもの」で、本件共通ポイントの仕組みが、顧客の囲い込み、相互送客の効果による販売促進を図ることにあり、提携法人はポイント交換というこのプログラムに参加することによって経済的利益を得ることができ、その対価として本件金員の支払いが発生したとみるべきことになる。筆者も本件判旨に賛成するものである。

— ケーススタディ — 財産評価における通達によらない評価実務

総則6項による租税回避の否認と通達改正

税理士 風岡 範哉

1 租税公平主義と租税法律主義

(1) 租税の基本原則

本稿では、財産評価を通じた納税者の租税回避と総則6項による否認事例を確認しておきたい。これらは特殊な事案ではあるが、租税回避に対しては包括的な総則6項の適用があるという先例となっている。

租税法の基本原則については改めて詳細に論じないが、1つに租税公平主義がある。各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない。課税上、同様の状況にあるものは同様に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって取り扱われるべきものとされている*1。

一方、もう1つの原則として租税法律主義がある。そこでは、国民の自由と財産を保護し、国民の経済生活に法的安定性と予測可能性を与えるため、租税の賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行わなければならないとされている。

(2) 租税回避への対応

そこで、納税者により租税回避行為が行われた場合、当事者の私法上の法形式をそのまま容認して課税を行うのか、又は、租税法上、通常用いられる法形式に引き直して課税を行うのかという問題がある。

なお、租税回避とは、「合理的または正当な理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、通常用いられる法形式に対応する税負担の軽減または排除を図る行為」をいう*2。

納税者の租税回避に対し、法律上に個別の否認規定がある場合には、その定める要件にしたがって否認が認められることは言うまでもない*3。問題は、個別の否認規定がない場合で

*1 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021年）89頁参照

*2 金子・前掲*1・134頁

*3 納税者の租税回避を防止するための相続税法の規定として、主に以下のものがある。

(イ) 同族会社等の行為又は計算の否認等（相法64）

(ロ) 特別の法人から受ける利益に対する課税（相法65）

(ハ) 人格のない社団又は財団等に対する課税（相法66）

(ニ) 特定の一般社団法人又は一般財団法人に対する相続税の課税（相法66の2）

(ホ) 相続人の数に算入される養子の数の否認（相法63）